

大阪市告示第1240号

大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月11日

大阪市長 横山英幸

1 施行者の名称

大阪市

2 事業施行期間

平成13年3月13日から令和11年3月31日まで

3 施行地区

大阪市淀川区西三国2丁目の全部並びに西三国1丁目、西三国3丁目、西三国4丁目、十八条2丁目、十八条3丁目、三国本町2丁目、三国本町3丁目、西宮原2丁目及び西宮原3丁目の各一部

4 土地区画整理事業の名称

大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業

5 事務所の所在地

大阪市淀川区西宮原2丁目6番54号

大阪市淡路・三国東土地区画整理事務所

6 事業計画の決定の年月日

平成13年3月13日

7 変更の年月日

令和6年9月11日

（都市整備局淡路・三国東土地区画整理事務所）